

東串良町出身の皆様へ

ふるさと納税で

東串良町を応援してください!!

「ふるさと納税」制度がスタートし、出身地などの市区町村、都道府県への皆様からの寄附を取りまとめ、我が町では、それらのご好意を活用しての“元気なまちづくり”を進めています。

東串良町では、寄附金を「東串良町ふるさと応援基金」として積み立て、寄附者の意向に沿った事業に活用する制度を整備するなどしています。



ふるさと納税とは？

出身地や応援したい市区町村、都道府県へ寄附をすれば、2千円を越える部分について、お住まいの市区町村の個人住民税（1割が上限）と所得税が減額される優遇措置が受けられます。

注意

※税の優遇措置を受けるためには、確定申告をしていただく必要があります。
※**今年の12月31日までに寄附された分**は、来年（平成28年）の市県民税と今年の所得税が減額の対象になります。

1万円以上寄附をしていただいた方を対象に、東串良町では・・・

東串良町では感謝の気持ちを込めて、寄附をしていただいた皆様に、地域産業振興を目的として、東串良町の特産品をお贈りしています。（肉、米、油、醤油等）



平成26年度寄附金

■18件 総額1,318,800円（平成26年4月から平成27年3月まで）

内訳・東串良町への直接寄附額・・・15件：1,288,800円

※**直接、東串良町へ寄附をしていただいた場合、全額が町の財源として活用されます。**

・県経由の寄附額・・・3件：30,000円

※県を通じて寄附をしていただいた場合、東串良町を寄附先に指定すれば、寄附全額の6割が東串良町へ交付されます。

「東串良町ふるさと応援基金」の主な用途

町の歴史と文化の伝承に関する事業、町の自然と環境の保全に関する事業、町民の健康と福祉に関する事業、子どもたちの未来に関する事業、町の活性化に関する事業、住民自治やコミュニティ活動に関する事業 など

■お問い合わせ先 東串良町役場企画課 ☎0994（63）3122